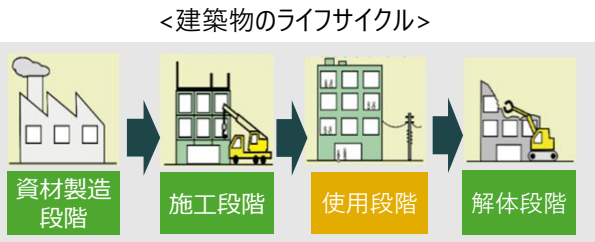
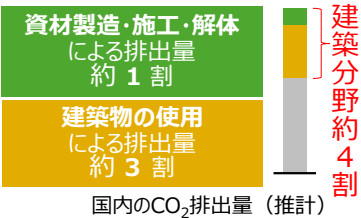


建築物省エネ法の改正について

令和8年7月31日:公布

背景・必要性





「Port Plus」
(大林組研修施設・横浜市)

設計・施工の変革を促進
(省エネ、低炭素建材・リサイクル材等の採用、長寿命化、ストック活用等)

《木材活用による脱炭素の例》
ライフサイクルカーボンの比較により木造を採用することで製造時CO₂排出を削減

省エネ・低炭素建材・設備の投資・イノベーション、日本の技術の海外展開を促進

《新技術の例》ペロブスカイト太陽電池

建築物のライフサイクルでの省エネ・省資源・脱炭素の取組を通じ、エネルギー安全保障にも貢献

これまでは使用段階の省エネに着目。2025年4月に省エネ基準適合を全面義務化。

- 資材製造から解体までのライフサイクル全体の省エネ・省資源・脱炭素の取組を評価する仕組みを創設
 - 2030年の新築ZEH・ZEB水準、2050年のストック平均ZEH・ZEB水準の目標に向けて、進展する省エネ技術に対応する仕組みを創設
- ※ZEH：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

改正法の概要

2年以内施行

1年以内施行

1年以内施行

1. 建築物のライフサイクルカーボン評価制度

- 建築主、建築士、建設業者、建築材料・建築設備の製造事業者等の関係者の役割を明確化
- 国が建築物ライフサイクルカーボン評価の指針（統一の算定ルール）を策定
- 一定の建築物の新築等について、建築主は、着工前の建築物ライフサイクルカーボン評価結果を国に届出

大規模事務所 全ての建築物（住宅・非住宅）

建築主の国への届出

建築士の建築主への説明制度

第三者認証・表示制度（以下の3.参照）等

2-①. 先導的な省エネ技術の評価する大臣認定

- 先導的な省エネ技術を用いた建築物において、大臣が個別にZEH・ZEB水準適合を認定

【先導的な省エネ技術の例：自然換気システム】

自然風の風向き

外気

自然換気

オフィス

アトリウム

気象センサー

風向・風速、室内外の温度差等をセンサーで検知して窓を開閉し、自然通風を利用して空調エネルギーを削減

2-②. 上位住宅トップランナー制度

- 概ね市場の1/4を占める住宅供給事業者は、中長期計画を策定し、取組状況を毎年度報告

ZEH水準超

ZEH水準程度

省エネ基準

住宅トップランナー（上位1/2を占める事業者）

上位住宅トップランナー（上位1/4を占める事業者）

3. 建築物の環境性能の第三者認証・表示制度

- 建築主等は、建築物のライフサイクルカーボン評価結果及び省エネ性能について、登録機関による第三者認証を受け、**標章を表示することができることとし、紛らわしい表示を禁止**

4. その他

- 法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」とする等の措置を講じる

■ 公布日から1年以内

- 先進的な省エネ技術を用いた建築物の大臣認定制度の創設
- 上位住宅トップランナー制度の創設
- 登録建築物環境性能認証機関の事前登録、認証業務規程の事前届出

■ 公布日から2年以内

- ライフサイクルカーボン評価制度（関係者の努力、ライフサイクルカーボン評価指針、届出義務等）
※ 届出義務について、施行日から14日後以降に工事に着手する新築・増改築について適用する経過措置あり
＜附則5条＞
- 建築物の第三者認証・表示制度（省エネ、ライフサイクルカーボン評価）
- 法律名、目的、定義、基本理念、基本方針等